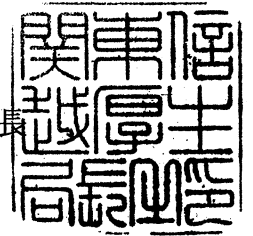


関厚発 1130 第 24 号

令和 5 年 11 月 30 日

各
〔 都 県 知 事 〕
〔 指 定 都 市 市 長 〕 殿
〔 中 核 市 市 長 〕

関東信越厚生局長



令和 5 年度保健衛生施設等施設・設備整備費
国庫補助の追加協議（施設第 3 次・設備第 4 次）について

「保健衛生施設等施設・設備整備費の国庫補助について」（昭和 62 年 7 月 30 日厚生省発健医第 179 号厚生事務次官通知）の別紙「保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金交付要綱」により行われている補助事業について、令和 5 年度の追加協議（施設第 3 次・設備第 4 次）を行うこととしました。

ついては、あらかじめ整備計画を把握する必要がありますので、整備計画等の様式について令和 5 年 12 月 14 日までに必着するよう提出願います。